



〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

第29回定期組合大会 開催通知

第29回定期大会の開催を通知します。

この1年、加入・脱退者で見ると組合員数は横ばいです。日本の労働組合運動全体の社会的影響力が大きく落ちています。

今年も政府・財界が主導した賃上げであり、最低賃金も10月からおおむね50円（都道府県で異なる）のアップとなりました。残念ながら、ストライキで闘う賃上げ、全国一律最賃アップ闘争にはなりませんでした。私たちもあまり力を発揮できませんでした。

多くの中小零細企業で働く未組織労働者には、賃上げも反映していない現実があります。物価上昇によって、生活がさらに苦しくなっています。

政治では自民党岸田総理の退陣、石破新総理となり、衆議院総選挙に入ります。自民党の裏金資金作り、その見せかけの派閥解体と政治資金規正法でのごまかし、安倍政治の旧統一教会との癒着、モリ・かけ・さくら問題もうやむやのままです。岸田内閣の軍事・防衛費の増大、原発推進の置き土産があります。石破新総理は自民党総裁選での公約も転換です。

来るべき総選挙で、自公政権と維新を倒すため野党にしっかりともらいたいと思います。

私たち管理職ユニオンは、以前ほどのマスコミの取りあげもなくなり、相談件数も組合員も減少しています。中間管理職や元管理職層労働者の必要性はあるものの、新しい要素の組織化を考えなければならない時期にあります。

今定期大会は、「新しい組織化」を展望する方向をめぐって、組織維持をしつつ、自力と協力・共闘の方向の展望をさぐる大会となります。

以下の要綱で、第29回定期大会を開催しますので、出席をお願いします。

2024年10月12日 執行委員長 仲村 実

日 時 2024年11月23日（土、勤労感謝の日）午後1時30分開場

午後2時開会～4時30分

大会終了後、事務所にて懇親会予定 午後5時～7時終了

場 所 エルおおさか 7階701（大阪市中央区北浜東3-14 TEL 06-6941-7191）

最寄駅 京阪電車・地下鉄谷町線「天満橋」下車、西へ

大會議案の概要（予定）

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1、活動総括案、決算報告、会計監査報告 | 2、活動方針案、会計予算案 |
| 3、ストライキ権確立提案 | 4、役員候補者の紹介 |
| 5、上記3、4項の投票説明 | 6、その他 |

不当労働行為について 正しく理解し、労働委員会を活用するために（下）

執行委員長 仲村実

前号に引き続き、「不当労働行為」として禁止されている事項、(1)不利益扱い、黄犬契約、(2)団体交渉の拒否、(3)支配介入、(4)経費援助、(5)労働委員会に申立てなどをしたための不利益扱いの説明をします。



不利益扱い（第7条1号）

「不利益扱い」とは、①労働者が「組合員」であること、②「労働組合に加入し（ようとし）た」こと、③「労働組合の正当な行為（活動）をした」ことを理由として、解雇・出勤停止などの処分や配転、賃金差別、嫌がらせなど不利益な取扱いをすることです。また、黄犬契約と呼ばれる、「労働組合に加入しないこと」「労働組合を脱退すること」を雇用条件にした場合も、実際の不利益がなくとも不当労働行為が成立します。

団体交渉の拒否（第7条2号）

「正当な理由」のない団体交渉拒否は許されません。また、使用者行為は、「労働組合に対して説明責任があり、合理的理由が無くてはならない」ので、その事を使用者が行わない場合は、使用者が誠実交渉義務違反であり不誠実団交ということで、概念を拡大した「団交拒否」対象となります。

例えば、賃下げについては、下げなければならない経営上の必要性、必要性を裏づける経営資料開示、回避のために努力・経過措置などです。賃上げ要求についてゼロ回答をする場合も、同様です。配転は、必要性、対象者とした理由、対象者の労働条件などが示されない場合などです。

正当な理由かどうかは別にして、労組法上の労働組合でない、団交ルールが決定できていない、多人数とは交渉しないなどといって、団交拒否をしたり、開催を先送り・引き延ばしをしてくる悪質な弁護士もいます。

支配介入（第7号3号）

使用者が、自主的に労働組合（ユニオン）結成や運営に対し「支配・介入」することです。支配とは、労働組合の運営に全部影響を与える行為、介入は全部には至らないけれども干渉する行為です。具体的には、「脱退しろ」「組合があると業績悪化につながる」「組合は会社をつぶす」といった不安をあおる宣伝、言動、脅し、御用組合づくり、親兄弟への圧力、少数組合の組合員全員解雇などの行為です。

匿名組合員がいる場合「だれが組合員なのか」、「執行委員会の発言を変え」などの組合の内部運営への注文や脅しも支配介入に当たります。多数組合、少数組合がある場合、組合間の差別的取り扱いも支配介入となります。

管理職ユニオン・関西として主張しているのは、一人組合員であっても職場内で組合への誘いや抗議をしっかりとやっている組合員であれば、その組合員に対する「差別的取り扱い（解雇も含む）」は支配介入として論を立てています。

経費援助（第7条3号）

使用者（会社）から労働組合が「経理上の援助」を受けることは、労働組合の団結の自立性・自主性の阻害になるとして「支配・介入」にあたるとされています。ただし、労働組合が要求し獲得できた「便宜供与」は認められています。勤務時間中の団交出席の賃金補償、組合事務所・掲示板の貸与、電話、コピーの使用などは可能です。

かつてのワールドや日本フッソ工業で少数組合ですが、掲示板を獲得したことがあります。ただし、労使協定（労働協約）を結んでおく必要があります。

協定を結んでおらず無協定の場合は、賃金差別実態の会社資料をコピーして社外に持ち出して、窃盗（刑事事件）で逮捕された例がありますので注意が必要です。

労働委員会に申立てなどをしたための不利益扱い（第7条4項）

第7条1項の不利益扱いの範疇に入りますが、不当労働行為申立てや斡旋申請後に不利益が生じた場合は、この4号違反となります。

〈申立てにあたっての証拠の確保〉

前号でも言いましたが、「不当労働行為」とは、「使用者（会社）がしてはいけない行為」で、その前提は「労働組合加入通知書」を使用者に提出後でしか対象になりません。使用者は、加入通知書後であっても、例えば配転問題で、平気で加入以前から計画していた「配転」であり「転勤」であると主張することもあります。

管理職ユニオン・関西では、労働委員会も裁判も、その他行政機関なども活用するものという考え方でやっています。勝敗にこだわる場合、会社が嫌がるから行う場合、第三者機関の判断ならば会社が従う場合、和解の狙う場合など活用の仕方もいろいろあります。

いずれにしても、不当労働行為の事実、その会社の意思を証拠としてつかんでおく必要があります。会社の組合嫌悪の姿勢（不当労働行為意思）が、当該不利益取扱いをどう実現しようとしたのかが重要なポイントとなります。

事実の指摘と証拠確保や記録を心がけることが必要です。特に一対一や使用者側が多人数の場合は、自己防衛のため、不当労働行為事実確保のため、ボイスレコーダーで記録するか、最低メモを取るかしておかなければなりません。証拠は多い方がいいのです。それといつ・どこで・誰からどんな事を言われたか、忘れますから必ずメモに残しておきましょう。

不当労働行為意思是、上司などの管理職ユニオン・関西への敵対発言、組合員への嫌がらせ・組合脱退への脅し発言、集団による威圧行為などのハードのものから、「組合やめたら昇格してやる」「組合なんか入って何が不服なんか聞かせてくれ」「今後の昇給・昇格にひびきますよ」などの発言とソフトなものもあります。場合によっては、仕事の取りあげや差別的な対応をしてくることもあります。

こうした会社の発言・行為をしっかりと証拠として確保しておいて、会社の真意を見抜いてください。くれぐれも自分の主觀で考えないでください。

労働組合法第7条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること（※1）。ただし、労働組合が特定の工場事業所に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件にする労働協約（※2）を締結することを妨げるものではない。
2. 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由なく拒むこと。
3. 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払いにつき経理上の援助を与えること。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。
4. 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第27条の12第1項の規定による命令に対する再審査を申し立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言したことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対し不利益な取扱いをすること。

※1 「黄犬契約」という。 ※2 「ユニオンショップ協定」という。

“維新の会”凋落？

最近腹が出てきた組合員

兵庫県の斎藤知事が失職し、出直しの知事選に出馬することを記者会見で明らかにしました。

3年前の県知事選でこの斎藤氏を積極的に支援してきた維新の会がこの知事の公益者通報保護違反やパワハラ疑惑等への対応があまりにも酷すぎ、後手になっていたこと等もあり、この党に対する批判が強まっています。（斎藤氏は自民党も支援していたのですが。実際、西村康稔氏、高市早苗氏、小泉進次郎氏も街頭に駆け付け応援していました。）

維新の会については、様々な不祥事や議員の離党が相次いでいます。

例えば、9月20日付読売新聞によると

9月8日：

警視庁が元衆議院議員の椎木保容疑者を不同意性交容疑で逮捕

9月11日：

斎藤兵庫県知事が内部告発された問題で有権者に不確かな情報を与えたとして、堀井健智衆議員を厳重注意した

9月11日：

高松市議が離党届を提出

9月14日：

衆院東京15区の支部長が離党意向を表明

9月16日：

千葉市議4人に対し、請願文書を不正に作成したなどとして離党勧告や党員資格停止などの処分



9月に入り20日までの時点でこのザマです。実際には結党以来、地方議員を中心には様々な不祥事を引き起こしているのです。

今春の統一地方選挙では党勢拡大を見せていた維新の会ですが、来年4月開幕の大坂万博会場建設費が当初予定予算の約1.9倍に膨らむことが明るみになった頃から世間の見る目が変わり始め、兵庫県知事問題については、知事、その取り巻き（牛タン俱楽部）らの公益者通報を行った県民局長に対してのパワハラ、処分疑惑や彼らの往生際の悪さも追い打ちをかけているのでしょうか、8月25日実施の箕面市長選では現職の維新現職市長が大差で落選する等、党勢に陰りが見え始めています。

でも、維新の会なんて十数年前の結党時からデタラメな政党であったと私は思っています。

橋下徹氏は大阪府知事、大阪市長時のぶら下がり会見で気に入らない質問には記者に噛みついて怒りをぶつける。この男の府知事時代には複数の府職員が自殺したとも言われています。松井一郎氏は知事の退職金廃止を公約に掲げ当選した府知事2期目に公約通り退職金を廃止したが、それに相当する金額の1/48を毎月の給与の基本給に上乗せしていた。賞与は基本給の数ヶ月分が支給されるので、4年間知事を務めれば本来の退職金以上のお金を受け取ることになった。

現大阪府知事の吉村洋文氏は2014年12月、大阪市議会議員を辞職時に在職2日在期末手当（賞与に相当）と12月分の歳費を満額受給していました。

また、2015年10月10月、衆議員辞職の際、在職1日で10月分の文書通信交通費（文通費）100万円を満額受け取っていました。

数年前に問題になったこの国会議員に支給される文通費のあり方について、維新の会は熱心に改正を訴えかけていたような素振りを見せながら実際にはこの有様です。

お金に関してだけではなく、市民の生命を脅かす政策をとっていたのではないかと思えてなりません。

コロナ禍でその感染による死亡者が東京都を上回り、大阪府が全国一の死者数になったことはそのことを物語っていたと言えます。

- ・千里救命救急センターの補助金廃止
- ・大阪赤十字病院の補助金廃止
- ・府立健康科学センター廃止

- ・保健所の職員を削減
- ・住吉市民病院の廃止
- ・大阪府医師会看護学校への補助金廃止、閉校へ
等はコロナ禍での大阪の惨状に結び付くものとしか思えません。

「身を切る改革」を掲げながら、「身を切らされてきた」のは有権者、大阪府民であり、“維新の会”幹部は「身を肥や」してきた実態が明らかです。

コロナ禍で吉村知事を持ち上げ、TVに出演させ、如何にもコロナ撲滅に力を入れて いるかを演出させ、人気を醸し出してきた関西のマスコミも同様に罪深いことをして きました。

イソジン会見や大阪発のコロナワクチン開発といった荒唐無稽で、嘘八百を繰り返 したことも忘れられません。

冒頭の兵庫県知事問題で、この政党の悪逆差が浮き彫りになってきました。
10月末に衆議院議員の解散総選挙、そして11月に兵庫県知事選挙が行われるようですが、皆さんには絶対に入れてはならない人物、政党には投票しないように切に願つ ています。

大阪労働者弁護団合同交流会に参加して 執行委員 K・S

7月の労働者弁護団の交流会に参加してきました。感想としましたら、
参加人数少ないと感じました。

弁護士の先生は若い先生が多く感じられました、女性の先生も多く参加 されました。

私は高齢者雇用問題の交流会を申し込んでいたのですが、手違いで酒気及び運転で 懲戒免職の交流会の参加となりました。

交流会の内容ですが、事例は公務員の懲戒免職、退職金の不払いの事案でした。

当組合では、あまり公務員の方がおられないで、あまり役に立たないかもしれません、報告させて頂きます。1つは高校教諭の飲酒物損事故での懲戒解雇でした。

お酒を飲み車を運転して、物損事故をおこした事案です。単なる物損事故で自ら警察に報告。物損の原状回復もされている事、30年間勤め懲戒処分も一度もないのにも係わらず地裁、高裁とも懲戒解雇妥当との判決で退職金も不支給との判決がでています。

公務員の飲酒事故はその公共性、世間体などから一般の民間人よりも厳しい判決がでているのが非常に多いそうです。もう一つは鉄工所の作業員の解雇の模擬団交です。

社長に工場の安全確保と労働時間の是正を訴えたところ、解雇通告された事案です。

団交には、会社側は弁護士だけの参加、労働者側は当該含め労働組合の組合員とい う設定でした。組合側は決定権のある社長の出席を求めたが、会社側は一切応じない と言う内容での押し問答が続きました。この様な事は当組合でもよくある事ですので なかなか、現実味がありました。

今回、良い経験をさせて頂きましたので、今後の組合活動に活かして行きたいと思 います。



組合員交流会/映画鑑賞会 映画を観よう！

「NHKスペシャル 南海トラフ巨大地震」

日 時：10月18日(金) 午後7時から2時間程度

場 所：組合事務所



〈解説・あらすじ〉

NHKスペシャルの「南海トラフ巨大地震」では、南海トラフ巨大地震が実際に発生した場合のシナリオをドラマ形式で再現し、家族や地域社会がどのように対応するか臨場感をもって描いています。視聴者は地震が発生した際の具体的な状況をイメージしやすくなります。まるで映画のような迫力と緊迫感を兼ね備えた映像です。想像してみてください。突然、地面が激しく揺れ、家が軋み、街が混乱に包まれる。その瞬間、私たちはどういう場面に遭遇し、どう行動すればいいのでしょうか？

この番組は、そんな緊迫した状況をリアルに再現し、視聴者をまるでその場にいるかのような映像で見せてくれます。

番組では、巨大地震後に家族が離れ離れになりながらも助け合い、再会を果たすシーンや、避難所での生活を通じて新たな絆が生まれる様子が描かれています。地域の人々が協力して困難を乗り越える姿も描かれ、実際にそうなったときにどう行動するかを考えるきっかけになります。

さらに、地震のメカニズムや被害の予測、避難方法について専門家が詳しく解説しています。その知識をこの番組で得ることで視聴者は南海トラフ巨大地震や災害状況、その対策について深く理解し、どのようにして自分や家族を守るかを学ぶことができると思います。最新のシミュレーション技術を駆使して再現された地震発生時の状況は、まるでSF映画映像のようであり、地震の揺れや津波の高さ、被害の広がりを視覚的に理解させてくれます。

近くでは、能登半島地震など多くの災害が日本でも発生している現状において、関西に住む私たちも災害が他人ごとではありません。この番組は、視聴者に災害の恐ろしさと備えの重要性を強く認識させてくれます。実際の被災者のインタビューや体験談を通じても、私たちは教訓を学び取ることができるでしょう。

NHKスペシャルの「南海トラフ巨大地震」は、明日を生き延びるための教訓と希望を与えてくれる番組です。最新の研究成果や技術も紹介されており、地震予測や被害軽減のための最先端の取り組みについても知ることができます。非常用持ち出し袋の準備や避難経路の確認など、実際に役立つ情報も満載です。私達が自分自身や家族、そして地域社会を守るために何ができるかをこの番組を見て一緒に考えましょう。関心がある方はぜひ事務所に来てください。

製作 2023年、日本、前編78分、後編54分 NHKスペシャル
出演者：仁村紗和、松尾諭、高野志穂、中須翔真、宮田圭子、中原丈雄他

QRコードを読み取って頂きますと、この番組の予告編をご覧になれます。➡



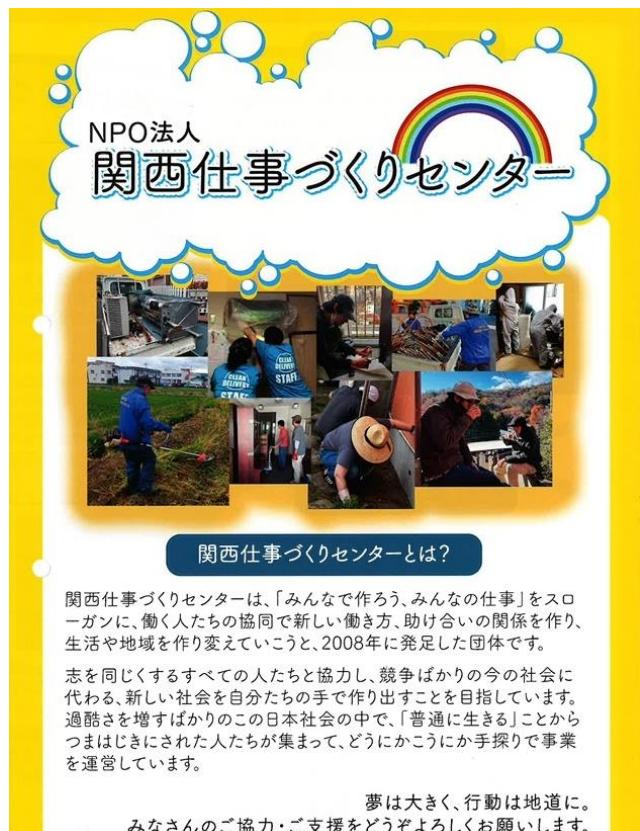
NPO関西仕事づくりセンター 第16期定期総会の報告

第16期定期総会が、9月8日（日）14時から、茨木市にある“よつばビル”で開催されました。通常の事業報告、決算報告、事業計画案、予算案、理事改選がおこなわれました。事業収入は1千万円を超えていましたが、昨年度より減収となっています。注文の受付、仕事の割り振りは、引き続きオシテルヤ就労支援センターの職員の協力を得ていることです。

事業としては、庭木部門、便利屋さん、ポスティング、書類廃棄、HP・ウェブ関連、食品配送、テープ起こし（音声反訳）などで、地域・生活圏としては、豊中・兵庫方面：北摂ワーカーズ、ぐれいふワークスが担当し、高槻・大阪方面：オシテルヤ、シッポファーレ仕事づくりクラブが担当しています。

意見交換は、関西仕事づくりセンターの仕事を担うグループ、北摂ワーカーズ、シッポファーレ仕事づくりクラブ、オシテルヤ、ぐれいふワークスと、カミノ住設、よつ葉クリーンサービスからのそれぞれの紹介と仕事のことの報告などもありました。

NPO法人 関西仕事づくりセンターのカラー印刷のチラシ（右上）が出来ていました。参加グループの紹介や料金表ものっています。
(報告 仲村)



関西仕事づくりセンターとは？

関西仕事づくりセンターは、「みんなで作ろう、みんなの仕事」をスローガンに、働く人たちの協同で新しい働き方・助け合いの関係を作り、生活や地域を作り変えていくこと、2008年に発足した団体です。

志を同じくするすべての人たちと協力し、競争ばかりの今の社会に代わる、新しい社会を自分たちの手で作り出すことを目指しています。過酷さを増すばかりのこの日本社会の中で、「普通に生きる」ことからつまはじきにされた人たちが集まって、どうにかこうにか手探りで事業を運営しています。

夢は大きく、行動は地道に。
みなさんのご協力・ご支援をどうぞよろしくお願ひします。

10/5.6 コミュニティ・ユニオン全国交流集会inおおさか 報告！

エルおおさかにおいて、5日13時から「コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in おおさか」が開催され、13時から全体集会。18時30分からはレストラン ニューコクサイでレセプションが行われました。二日目の6日は9時～11時まで分科会、その後全体集会で12時の終了でした。管理職ユニオン・関西からも参加しました。

